

堺市自治連合協議会
校区代表者様

堺市危機管理監

災害時協力井戸登録制度の創設について

平素は、本市危機管理行政に多大なるご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本市では、大規模災害時の長期間断水に備え、災害時に生活用水を確保することを目的に、新たに災害時協力井戸登録制度を設けます。本制度は、個人や事業者が所有されている井戸を「災害時協力井戸」として登録し、災害時に無償で市民の皆様へ井戸水を提供していただくものです。

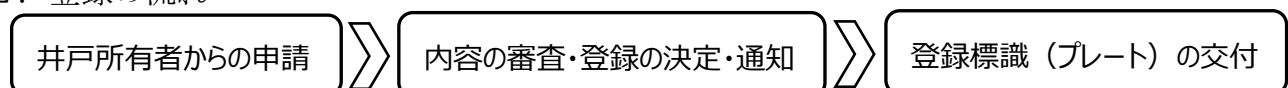
また、自治会への井戸情報（所在地、提供者氏名）の提供に同意があった災害時協力井戸については、情報提供させていただきます。

記

1. 登録の要件（災害時協力井戸は、以下の要件を満たすもの。）

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 井戸水を汲み上げるための電動・手押しポンプ、つるべ等が設置してあること。
- (4) 井戸枠等があり安全であること。
- (5) 井戸水の色、濁り、臭いに異常がある等生活用水としての使用に不適当な水質でないこと。
- (6) 災害時に市役所窓口等において、登録名簿の閲覧及び地図情報の掲示により市民へ井戸情報の提供について同意できること。

2. 登録の流れ



※職員が現地確認します。

3. 申請方法

申出書に必要事項を記入の上、メール・郵送・持参・ファックスのいずれかの方法で防災課へ提出をお願いします。なお、申出書は以下の堺市ホームページからダウンロードまたは市政情報センター（堺市役所高層館3階）、各区役所市政情報コーナーで配布しています。

申出書	堺市ホームページ https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/kyojo/ido.html
メール	bousai@city.sakai.lg.jp
郵送・持参	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市危機管理室防災課（堺市役所本館 3 階）
ファックス	072-222-7339

※口頭（電話等を含む。）では受け付けておりませんので、ご了承ください。

4. 周知方法

- ・堺市ホームページ、広報さかい掲載
- ・市役所市政情報センター及び各区役所市政情報コーナーに資料配架
- ・危機管理室 X の発信
- ・市内企業への周知

もしものときの井戸を探しています

災害時協力井戸

登録制度

ご協力の
お願いです

制度の詳細についてはウラ面にて



こちらから制度Webページへアクセス



災害時協力井戸とは？

災害により断水状態になった場合、生活用水（トイレ、洗濯、掃除用水等）を確保するため、市内にある井戸の所有者等の協力により無償で生活用水を提供するため、あらかじめ市に登録された井戸です。※生活用水ですので、飲用水ではありません。

『もしものとき』の井戸を探しています

大規模災害時の長期間断水に備え、災害時に生活用水を確保することを目的に、個人や事業者で所有されている井戸を「災害時協力井戸」として登録し、災害時に無償で市民の皆様へ井戸水を提供していただくものです。皆様のご協力をお願いします。 ※井戸水は生活用水で提供いただくため、飲用水ではありません。



登録標識(プレート)

登録の要件

- 1 堺市内に所在する井戸であること。
- 2 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- 3 井戸水を汲み上げるための電動又は手押しポンプ、つるべ等が設置してあること。
- 4 井戸枠等があり、安全であること。
- 5 井戸水の色、濁り、臭いに異常がある等、生活用水としての使用に不適当な水質でないこと。
- 6 災害時に市役所窓口等において、登録名簿の閲覧および地図情報の掲示による市民への井戸情報の提供に同意できること。



提供して頂く方(提供者)

※以下の事項にご協力をお願いします。

- 外から見やすい場所に登録標識を可能な限り平時から掲示していただき、災害時に使用できる場合は、必ず掲示してください。
- 水質が変化した場合や安全に使用することができなくなった場合等は、登録標識を掲げず、防災課までご連絡ください。
- 提供量は利用者によって差が出ないようにしてください。
- 井戸の湧水量に応じて一日の提供量を調整してください。



利用される方(利用者)

※以下の遵守事項を必ず守ってください。

- 提供は提供者の善意によって無償提供されています。
- 提供者の指示に必ず従ってください。
- 利用は災害時のみに限り、提供時間は原則日中とします。
- 飲用水ではありません。
- 特定の個人に対して多量に提供することはできません。
- 提供を受けるための容器を準備してください。
- 井戸水の提供を受け、利用者の身体等に被害を被った場合、提供者の故意によるものでない限り、提供者にその責任を問えません。
- 登録標識を掲げていても使用できない場合があります。
- 井戸水は利用者が持ち帰ってください。
- 下水道管の被害で井戸水の使用ができない場合があります。

事業者の方もご協力お願いします



登録の流れ

提供して頂く方からの申請



内容の審査・登録の決定・通知



登録標識(プレート)の交付

※職員が現地を確認します。

登録の手続き

- 1 申出書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、メールで申し込みください。
- 2 ダウンロードした申出書又は区役所にある申出書に必要事項をご記入の上、郵送、持参又はファックスで申し込みください。
- 3 登録情報に変更があった場合や、登録を解除する場合も上記同様に対応する申出書を使用の上、申し出ください。

【Web ページ URL】 <https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/kyojo/ido.html>



コチラから制度説明ページへアクセスできます。申出書ダウンロードもコチラから

提出先 | 問い合わせ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市 危機管理室 防災課

TEL : 072-228-7605 FAX : 072-222-7339 Mail : bousai@city.sakai.lg.jp

※口頭(電話等を含む。)では受け付けておりませんので、ご了承ください。

